

医療費の支払いでお困りの方に

# 「無料低額診療制度」

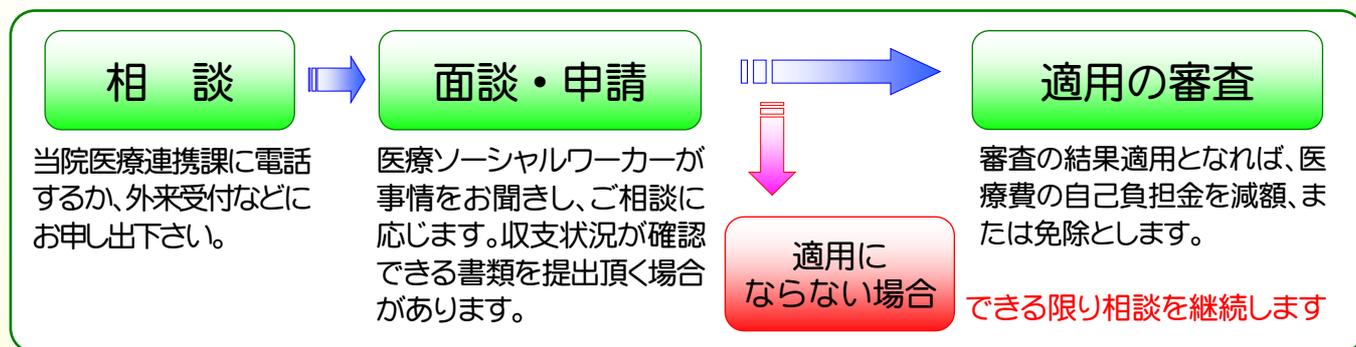
があります

「無料低額診療制度」は、生活が困難な方が、経済的な理由により必要な医療を受ける機会を制限されないよう、社会福祉法にもとづいて無料または低額で医療を受けられる制度です。

## こんな場合にご相談下さい

- ★ 保険証を持っていない
- ★ 市民税が非課税世帯である
- ★ 収入がなくなり、医療費を払えない
- ★ 医療費が支払えないからと、病院に行くことをためらっている
- ★ 年金収入だけでは生活がままならず、医療費の支払いが難しい
- ★ ホームレスの人が健康を害しているのを発見した

## 「無料低額診療制度」を利用するには…



「無料低額診療制度」には適用基準があります。適用にならなかった場合でも、医療費の支払いや当面の生活などについて、できる限りご相談に応じています。

他の公的な社会保障制度の適用が可能な場合は、その手続きをお勧めすることもあります。

お問い合わせ



社会福祉法人 大阪暁明館

大阪暁明館病院

担当：医療連携課

〒554-0012 大阪市此花区西九条5-4-8

☎06-6462-0261